

会 議 要 旨

会 議 名 (審 議 会 等)	令和5年度 第2回南あわじ市文化財保護審議会	
事 務 局 (担 当 課)	南あわじ市教育委員会 社会教育課	
開 催 日 時	令和5年6月5日(月) 14時00分～16時00分	
開 催 場 所	南あわじ市役所第2別館 第5会議室	
出席者	委 員	堀部るみ子、竹田俊道、正井良徳、小野昌一、岡崎正信、前田拓也、 関口功、木田徹、吉田文洋
	事 務 局	山家光泰(社会教育課長) 真野匡史(社会教育課副課長) 竹内まりの(社会教育課主事)
	そ の 他	無
会 議 次 第	1, あいさつ 2, 報告事項 3, 議 事 (1) 令和5年度の年間スケジュール等について ・令和5, 6年度の役職について (2) 「羽柴秀吉による禁制書」の追加資料について (3) その他 4, 閉 会	
議 事 要 旨	別紙のとおり	

第2回南あわじ市文化財保護審議会 議事要旨

○ 議 事

(1) 令和5年度の年間スケジュール等について

- ・令和5, 6年度の役職について

○ 南あわじ市文化財保護審議会規則第4条に基づき、会長及び職務代理者が選出された。

会長：堀部 るみ子 職務代理者：竹田 俊道

(2) 「羽柴秀吉による禁制書」の追加資料について

- ・この追加で提供のあった資料については、内容に多くの誤りが見られる。
- ・全体を通して事実と異なる記述が見られる。きちんと書き写すことができていない。その理由はいくつか考えられるが、原文の文字が読みづらいことが大きな理由であると思う。南あわじ市内にある他の文書類も見てきたが、書き間違えていたり、このケースのように省いてしまっていたりする。禁制というものは有名であるから、このような記述だけでも見てわかったであろう。
- ・この追加資料は、歴史に興味のあった人が、色々と誤解のある文書を見て、それを写し、勉強したメモ書きのようなものでないかと思う。間違った記述のある古文書の類はこれまでもよくある。
- ・配布資料にも掲載しているが、徳川家康、池田輝政を始め有名な侍たちが禁制書を書いており、それらと比較しても淡路のものは内容が突出していて多くの人にとって関心深いものと思う。希少なものには人を惹きつける魅力があるので、こういった資料を優先的に残し、また、同時に存在をアピールしていくことが行政に保護等の措置を打診していく上で重要なポイントになるのではないかと思う。

(3) その他

・学ぶ楽しさ支援センター

- ・新しいインフラ設備はほぼ不要であり、必要なのは棚とエアコン、出来れば間仕切りできる部屋があれば良い。図書室か隣の研修室が望ましく、そこで永久保存に努めればと思う。
- ・洲本市の文化史料館や淡路市北淡民俗資料館を実際に委員の目で見てみる。実際にどんなことが必要なのか。また、困っていることは何か。そういったことが聞ければと思う。
- ・一期工事は一旦終了している状況。1階を三原志知公民館、2階をとして今年度から運用を始めており、二期工事についてはこれから地域と調整していくところ。工事の着手については早くとも令和7年度となる予定である。2階、3階の残りの部分と体育館の用途についてはある程度方針を固めたうえで地元と協議を行う予定。
- ・令和7年度に工事が始まるということであれば、そろそろ当審議会から要望する内容も固めていかないといけない。
- ・次回は学ぶ楽しさ支援センターにて会議を行い、施設に見学に行き、今年中くらいに要望書を上げていくよう進めていく。

・古文書類の保管方法

- ・なんでもかんでも残す、というのは現代のデジタル化社会に逆行しているように思う。まずは写真撮影をすることが必須である。埋蔵文化財であれば、いつでも復元可能なデジタル資料を残すなど。
- ・古文書の保管については、基本的には写真が撮れば大丈夫だが、「羽柴秀吉による禁制書」のように残さなければいけない希少な資料もある。そういう評価ができる専門家からアドバイスを貰えるような体制を作った方がよいのではないかと思う。

・市内に保管されている文書類以外の資料について

- ・南あわじ市には博物館が無い。美術館や淡路人形浄瑠璃に関する資料館はあるが。歴史民俗資料館や廃校跡など、様々な文化財的な資料の保管庫はいくつかあるものの、本来博物館で収蔵すべきものを倉庫代わりにして置いているだけに過ぎない。博物館施設がないことで資料の保管場所といった問題が起こっている。
- ・新たな施設を作るとなると大きな予算もかかることなので、よほどの理由がないと難しい。しかし、資料は倉庫に仕舞っておくのではなく、展示して子供たちに見せられるような状況を作るのが好ましいと思う。
- ・同じような資料がたくさん寄贈され、すべてを保管するのではなく、同じものが複数あるのであれば、学芸員が状態のいいものをひとつ残し、あとは寄贈の必要はないということをはっきりと言わないといけないのかもしれない。
- ・また、寄贈という形で貰い受けたのであれば、まったく同じものがある場合は状態の悪いものから処分していても問題ないと思う。

・護国寺文書について

- ・護国寺文書は中世文書といい、ほとんど古文書資料が残っていない淡路地域で、さらに希少な中世文書がまとまって残っているという貴重な例である。その内容については人形遣いの大元となる傀儡師に関する記述がある。これは、人形浄瑠璃について広く発信していこうとしている南あわじ市にとってなくてはならない資料であると考えている。
- ・この資料については優先的に、出来れば今年度市の指定とし、もし護国寺での保管が難しいようであれば学ぶ楽しさ支援センター内に作る予定の古文書の保管スペースにて管理することが望ましい。

・志知城跡の整備の現状について

- ・志知城跡について、駐車場を整備した。近隣にある藤江石油がガソリンスタンドを閉業したため、その場所を借りて10台ほどが駐車可能である。
- ・志知城跡の文化財指定については、指定をすることで整備の際等に色々と規制がかかってしまう。加えて、包蔵地になるので文化財調査が必要となる。指定されることで補助メニューも出てくるというメリットもあるが、今度は地権者の方の行動に規制がかかってしまうことになる。
- ・指定されなくても、志知城跡には訪れやすくなったと感じる。今までは他人の土地ということもあり、どこからは入れるのかというような外見であったため興味がある人がいても訪れることが困難であったが、今は駐車場も出来道幅も広がったので来てもらえるようになった。